

給水装置工事許可申請時の注意点について

【給水装置工事許可申請時の注意点】

- ① 宅地内に量水器ボックスや止水栓があっても、給水を受ける権利が無い場合がありますので、事前に給水を受ける権利の有無を確認してください。
- ② 給水箇所を変更する場合は、給水箇所移転元の給水管の廃止処理が必要となりますので、原因者で官民境界より官地側で止水処理を行い、関係書類を上水道課に提出してください。
- ③ 水道水の使用方法により基本料金等が異なりますので、事前に給水用途の確認を行い、請求者に説明してください。
- ④ 水道料金の支払者を確認し、給水装置工事許可申請書の使用者欄に記入してください。
- ⑤ $\phi 13\text{mm}$ 量水器での最大給水栓数は10栓までとなっていますので、10栓を超える場合は $\phi 20\text{mm}$ 量水器を使用してください。また、量水器の口径は、使用形態・使用流量により算定してください。
- ⑥ 量水器までの給水管布設箇所の土地所有者が、給水装置設置場所所有者と異なる場合は、埋設に対する同意書を添付してください
- ⑦ 給水分岐工事は、配水管からの分岐が基本であり、給水管からの分岐は、原則認めていません。やむを得ず給水管からの分岐を行う場合は、別途必要書類の提出と関係者の同意が必要となります。
- ⑧ 断水時に営業に支障をきたす施設は、受水槽の設置が必要です。特に飲食店は受水槽設置が許可条件となります。
- ⑨ 量水器ボックスのサイズは、維持管理上 $\phi 20\text{mm}$ 量水器用以上を使用する事とします。 $\phi 13\text{mm}$ 量水器設置時にも $\phi 20\text{mm}$ 量水器用ボックスを使用してください。

- ⑩ 集合住宅等にかかる給水工事許可申請書については、集合住宅全体を一件で申請することは出来ません。各量水器ごとに給水工事許可申請書を提出してください。
- ⑪ 無許可工事・違法工事等は処分対象となりますので、法令を順守してください。